

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	有限会社 第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県松戸市小金原4-29-9
評価実施期間	平成23年11月1日～平成24年3月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	幕張海浜保育園 マクハリカイヒンホイクエン		
所 在 地	〒261-0026 千葉市美浜区幕張西2-7-2		
交通手段	最寄駅 JR総武線・京成千葉線：幕張本郷駅またはJR京葉線：海浜幕張駅 最寄バス停 幕張西2丁目（幕張本郷駅より）		
電 話	043-273-2266	FAX	043-273-2267
ホームページ	http://www.ainosono.or.jp		
経 営 法 人	社会福祉法人 愛の園福祉会		
開設年月日	1976年4月1日		
指定年月日			
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	40			80			120		
敷地面積	2.393㎡			保育面積		(建物延床) 949.240㎡			
保育内容	0歳児保育	○	障害児保育	○	延長保育	○	夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○		
健康管理	内科検診（年2回） 歯科検診（年1回） 蟻虫検査（年2回） ・尿検査（年1回）								
食 事	3歳未満児は完全給食。3歳以上児は副食とおやつを給食します。給食は月～金曜日までで、離乳食は土曜日も給食します。 (アレルギー対応可)								
利用時間	午前7時から午後8時まで（土曜日は午後6時まで）								
休 日	日曜・祝祭日及び12月29日～1月3日まで								
地域との交流	園開放（月1回） 園庭開放（毎日午後4時15分～）								
保護者会活動	保護者会あり（年数回行事を開催しています）								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	26	7	33	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	20		2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		1	2	
	主任保育士			
	1			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	千葉市役所に申込みをします。各区役所保健福祉センター子ども家庭課までお問合せください。	
申請窓口開設時間	各区役所保健福祉センター子ども家庭課までお問合せください。	
申請時注意事項	各区役所保健福祉センター子ども家庭課までお問合せください。	
サービス決定までの時間	入所決定者には保育実施規希望月の前月中旬頃に千葉市より通知があります。	
入所相談	園生活に関する事については保育園までお問い合わせ下さい。	
利用代金	千葉市の基準により世帯の所得税や市民税の課税額などによって決められます。	
食事代金	上記利用代金に含まれています。	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>キリスト教精神に根ざし、三愛精神の基本理念のもと「良心教育」「情操教育」「健康教育」「安全教育」を行うことを保育の基本方針としています。また、日々の保育においては4つの基本方針のもとに園児一人ひとりの主体性（自立性・自立心・自律性）を重んじ、社会性の芽生え（協調性・連帯性・責任意識）を育て、個性が伸びる創造性（興味・集中力・探究心）のある子どもを育成することを目標としています。</p>
<p>特 徴</p>	<p>乳幼児共にデイリープログラムを定め、個々の生活から集団生活へと徐々に移行できるように、年齢ごとに保育カリキュラムを作成し保育の実践を行なっています。また、3歳以上児組ではモンテッソーリ教材を使用した保育や打楽器・鍵盤ハーモニカなどの音楽リズムに親しむカリキュラムなど様々な保育を計画し提供しています。日々の遊びを通して子どもたちの基本的な生活習慣の自立が促されて行けるよう保育を展開しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①キリスト教の理念を基とした人間形成の基礎を育むために遊具教具等の物的環境のみならず精神的な保育環境を整えた質の高い保育を展開しています。 ②創立者が同じである姉妹法人の幼稚園の教育運営のノウハウを共有し、保育園の域を超えた教育的な関わりを重視した保育計画を策定しています。 ③ホームページでは保育方針や施設紹介を行なっている他、ブログ Facebookページを開設し、日常の保育の様子を伝えるなど豊富な情報発信を行なっています。 ④食物アレルギーに対応した献立を個々の様子に応じて保育園栄養士が作成し、提供しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

<p>特に力を入れて取り組んでいること</p>
<p>理念・基本方針を基とした人間形成の基礎を育むための保育</p>
<p>園はキリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して設立されており、三愛精神の基本理念のもと「良心教育」「情操教育」「健康教育」「安全教育」といった4つの保育方針が掲げられている。また、それらを実践し具体化するために日常の保育においても主体性や社会性・創造性を育む保育が行われている。乳幼児期は将来にわたる人間形成の基礎を培う上で最も重要な時期と考えられており、児童が心身ともに健やかに育つように、その権利を確保し、その成長が確かなものとなる様に目標や指針に基づいた保育計画を策定し、遊具教具への配慮を行いながら物的及び精神的な保育環境を整えた質の高いサービスが展開されている。</p>
<p>実践的な防災マニュアルと災害への備え</p>
<p>今年度、大震災での経験を契機に、「防災マニュアル」の見直しが図られた。震災時での園内の被害等も踏まえ、従来のマニュアルを見直すことで、大規模災害時における子どもたちのさらなる安全の確保がなされると考えられ、津波発生時の備え等も新たに追加し明文化が行われた。また、直接的な災害にとどまらず、保護者が帰宅難民となって迎えに来られない二次的な影響等への対応も想定され策定されている。さらに、緊急時の連絡方法や災害時にも慌てずに行動できるような対応方法や避難場所等を記載しているカードサイズの「緊急防災カード」を作成し、保護者や職員に配付し、携帯してもらう等にも取り組まれ大規模災害への対策が行われている。通信網として震災時にもブログでの情報提供が有効に機能し、保護者に正確な情報を提供できたことを受けて、インターネットによる通信もさらに強化し、取り組まれている。</p>
<p>日常の保育の様子も伝える豊富な情報発信</p>
<p>法人としてホームページ・ブログ・フェイスブックページを開設しており、事業所ごとの専用ページが設けられている。ホームページでは、入園希望者や地域へ向け、理念や保育方針・施設紹介や保育内容等にいたるまで詳細な情報提供がなされている。ブログは、日常的に更新され、子どもの日々の様子の紹介や行事等での様子・感染症注意喚起の情報など、保育園利用中の保護者に役立つ記事が掲載されている。さらに、「フェイスブックページ」にも専用のページを設けて、利用者からの責任をもった意見・要望の収集に取り組まれている。</p>
<p>教育的な関わりを重視した保育計画</p>
<p>創立者が同じである姉妹法人では幼稚園も経営しており、教育運営に関するノウハウを共有していることから、乳幼児クラス共にデイリープログラムが定められており、個々の生活から集団生活へと徐々に移行できるように保育が行われるなど、保育園の域を超えた教育的な関わりを重視した取り組みが行われている。また、政府の「総合こども園」構想をうけて、これまでの取り組みを活かしていくことを模索しており、3歳以上児組ではモンテッソーリ教材を使用した保育や打楽器・鍵盤ハーモニカなどの音楽リズムに親しむなど表現能力を高める教育を導入したカリキュラムが計画され、園児の自発性を重視し、遊びながらも道具を正しく使い、考える力が育つような保育に日々力を入れて取り組まれている。</p>
<p>地域保育ニーズの充実を目指して</p>
<p>入園の有無を問わず地域に住む子どもたちの健やかな成長が見守られるように、子育て支援の一環として地域の子どもや保護者を対象に平日は毎日夕方から園庭開放を行うほか、月に一度、土曜日には園開放を行い利用者とはふれ合い、民生委員・保健師との意見交換の場を設けて地域の子育てニーズの把握等が行われている。また、園行事への参加の呼びかけや市の子育て支援事業への協力を行うなど、地域の子育て支援に貢献し、地域に根ざした子育て支援の展開が目指されている。今後は、地域の保育ニーズに対応し、定員の増加や一時預かり保育等を行い、提供するサービスをさらに拡大・充実していく方針である。</p>

さらに取り組みが望まれるところ

中長期的な人材育成

中長期の人材育成や労務管理等が新たな課題として捉えられている。人材育成に関しては、年間研修計画が策定されているほか、今後は、保育士のキャリアパスを設定し、採用1年目から5年目までの技術・能力取得期間と6年目以降のリーダー・幹部候補養成期間に分け、職員一人ひとりの意向と適性により中長期の人材育成を策定中である。法人としても、充実した保育の実現を目指して人材の育成が必要不可欠であると認識しており、今後の取り組みが期待される場所である。

職員間の情報共有の徹底

理念・保育方針に基づき保育過程が策定されているほか、各クラスごとに園長・主任保育士・担当保育士が話し合いを行い、年間カリキュラム・月案・週案・日案が作成されている。また、日々の保育の中から見えてくる課題や反省についても書面で作成し、振り返りを行い改善へと務められている。現在、勤務シフトの関係から毎回の会議に全職員が集まることが出来ないため、話し合われた内容が全職員に周知されるよう各クラスリーダーを通して伝えて行くこととしている。しかしながら、現段階では情報の共有が職員間で徹底されていないとの認識もあり、口頭での伝達だけでなく、会議議事録の回覧やプリントの配布など伝え方へのさらなる工夫が検討課題として待たれる場所である。

さらなる安全対策に向けた取り組み

園内での安全対策に関しては、マニュアルの整備が行われているほか、園内の巡視を1日に3回程行っており、設備・遊具等の安全点検と共に事故発生への予防へ努めている。また、園児にも分かりやすい写真入りのヒヤリハットマップを作成・掲示して危険箇所の周知を行なっている。日常的な園内のヒヤリハットに関しては、個々の職員が気付いた時点でメモをしており、それを収集し、データ化が行われている。現段階ではそれらを有効的に活用できているとは言い難く、今後に向けた課題と捉えられている。追加・更新された情報を全職員が実際に目視して確認を行い、安全対策の検討材料にするなど活用方法への取り組みが待たれる場所である。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

これまでも保育の基本理念や保育方針に沿って質の高い保育の提供を目指し運営して参りましたが、今回、第2回目の第三者評価を受審したことや利用者および職員アンケートから、現在の保育ニーズや業務管理のあり方を再認識しました。この事については真摯に受け止め今後の課題とし様々な形でそれぞれにフィードバックしたいと考えます。さらにより良い保育の提供を行うために保育環境の整備を行い、今後も多くの方に選ばれる保育園であるよう努めて参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。		3
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。		3
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ		6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0

II	1	利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11	施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
				12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			利用者満足の上	13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			利用者意見の表明	14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2	保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
				16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3	保育の開始・継続	保育の適切な開始	17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4	子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
				20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
				22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0	
				23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
				24	特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
				25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
				26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
					28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
	5	安全管理	食育の推進	29	食育の推進に努めている。	5	0	
				環境と衛生	30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
					事故対策	31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4
	災害対策	32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0			
	6	地域	地域子育て支援	33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	0	0	
	計					129	0	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 園はキリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して設立されており、入園のしおり・ホームページに理念・方針を記載し、その内容から使命感や法人(園)の考え方を読み取ることができる。夫婦共働きの家庭及び、早くから児童を集団保育の中で育てたいという希望を持つ親に代わり、良心教育・情操教育・健康教育・安全教育を行い、主体性・社会性・創造性のある子どもの育成を目指して、市の指導や保護者の協力を得て、児童憲章に基づいて保育を行っている。「保育における責任とことわり」の中で保育・育児の第一義的な責任は児童の両親または保護者にあるとし、家庭における両親の躾、育て方、教育の重要性を訴え、園は各家庭の延長線上に立って、家庭との連携の中で保育を継承し、発展させていく所と定義している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 理念・方針は、職員が理解したうえで、日々の保育へと活かせるように事務所および職員室に掲示している。また、園行事などの折にふれて理事長から保育士やその他の職員に直接、理念や基本方針が伝えられ職員への周知徹底が図られている。園では、保育課程に記載された理念や基本方針に基づいたサービス提供や行事が計画されており、日常の保育も理念や基本方針に沿って行なわれている。理事長は、1年の振り返りを文書にして職員に配付し、園全体での反省とさらなる理解への取り組みを行っている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) キリスト教精神に基づいて策定されている理念や基本方針については、入園のしおりに記載しているほかホームページ上にも掲載し周知が図られている。また、入園に際しての見学時や入園時には、入園のしおりを用いて利用者に説明がなされ、理念や方針への理解が図られるよう取り組まれている。入園後は家庭との連絡ノートや園だより・クラスだより等で実践した保育内容や子どもたちの日々の成長を知らせるとともに、その成長に対する喜びや発達を保護者と共有できるように努めている。また、乳児クラスに関してはクラス担任との懇談会の場を設け、園の目指す保育の方針とそれぞれの子どもの成長を伝え、園と保護者が連携して愛情豊かな保育を行っていくことを確認している。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント) 事業計画は、毎年4月の合同職員研修の場において、理事長より説明がなされ、全職員の共通理解が得られるよう周知徹底を図っている。今年度、将来を見据えた中長期計画の一つとして老朽化した園舎の改築計画を立案していたが、東日本大震災での被害等も含めた安全性向上への取り組み等に対して、行政からの理解が得られ次年度より着工の運びとなった。社会動向等については市の園長連絡会議等を通して情報収集に努めているほか、毎月開催の法人定例会議で社会動向を踏まえた、地域の福祉ニーズの把握が行われ、法人・園の課題を明確にして中長期計画・事業計画の検討および反省を行なっている。地域福祉への貢献のために、組織力の強化と総合的な人材育成が今後の検討課題であるとしている。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 現在、業務管理については、理事長・園長が協議して運営や方針の決定を行っているが、今後は、法人として理事会で決すべき事の明確化を図り、本部組織の体制作りや組織力の強化を目指していく方針であるとしている。各計画の策定に当たっては、園長が職員と話し合い現場の状況を把握し、まとめられた意見を、理事会にて報告している。事業計画は、年度終了時はもとより、年度途中にあっても、実施状況の把握、評価を行っている。また、進捗状況や成果は、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されるよう各クラスリーダーを通して伝えて行くこととしているが、さらなる徹底が現在の課題となっている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。

<p>(評価コメント)理念の実現や提供しているサービスの質の向上については、定例の職員会議の他、日常の中で園長や主任保育士が職員と保育の課題等について話し合いが行われている。また、外部研修への参加の機会を設け、研修内容に適した人選を園長が行い参加しており、職員の知識・技術の向上が図られている。外部研修で学んだことは、毎月の定例会議での発表や、回覧をするなど、研修参加者のみの理解ではなく、職員全体の共通理解となるように取り組まれている。職場の人間関係が良好で円滑であるように、園長・主任保育士が、様子観察を行い必要に応じて話し合い対策を取っている。</p>		
7	<p>施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)倫理等に関しては、入職時の就業規則の説明と共に伝えているほか、職員会議や職員園内研修等の場においても園長より倫理観や業務に関連する法令等の事例に基づいた説明がなされ理解が深まる様に取り組まれている。また、命の大切さ等に関する話を理事長が職員会議等で行う事もあり、職員の倫理等に関してさらなる意識向上が図られる機会となっている。プライバシー保護に関しても同様に機会があるごとに説明がなされ周知へと努められている。人権や倫理観・保育への情熱や精神・技術などに関しては、今後も名誉園長から学ばなければならない事が多くあると考えられており、それらは大切に次に引き継いでいきたいとしている。職員が名誉園長の主催する茶道研修に出席することで様々な教えが伝わるように取り組まれている。</p>		
8	<p>人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)法人作成の保育マニュアルを用いて、人材育成を行なっている他、職務分担表を作成し職員の業務についての役割を明確にしている。職員評価については年2回の賞与支給時期に合わせて人事考課を行なっている。評価にあたっては職員が自己評価を行い、主任の意見を参考に園長が人事考課をおこなっている。一次考課を園長が、二次考課を理事長が実施し、賞与支給率、定期昇給幅に反映する他、職員の育成課題を園長からそれぞれにフィードバックして日常業務に活かしている。人事に関しては、理事長は直接的な関わりは行っておらず、よりよい人材育成等に向けたアドバイスを園長に行うよう心掛けている。</p>		
9	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)職員の有給休暇の取得率については毎月有休表を用いて消化率の確認を行いながら有給休暇の取得を勧めている。育児休暇等の取得については該当職員に対し説明を行い、取得を励行している。福利厚生としては、永年勤続の表彰のほか、エプロンやスモックの支給・職員家族への入院見舞金等が行われている。また、研修レポートの内容が良い物に対しては奨励賞を出すなど、職員のやる気向上への取り組みも行われている。</p>		
10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)年間研修計画を立案し、その中で経験年数に応じた課題と研修内容を明記している。現在、研修の参加人選は園長が行っている。人材育成計画において、保育士とリーダーは別の能力・資質が必要で有るとの認識から、保育士のキャリアパスを採用1年目から5年目までの技術・能力取得期間と6年目以降のリーダー・幹部候補養成期間に分け、職員一人ひとりの意向と適性により中長期の人材育成・研修計画を策定中である。現在は若い職員が多くなっており、中堅層の育成は法人としての重要な課題であり、今後の取り組みが期待される。</p>		
11	<p>施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)子どもの権利を守り、個々の意思を尊重し、成長に合わせた援助が行えるよう、職員会議等を通して共通理解を図っている他、日々の保育の中で園長及び主任保育士を中心に担当保育士と確認を行なっている。また、虐待被害への対策としてクラス毎に登園時の視診等及び保護者連絡ノート等の様子から虐待被害の有無を判断している。虐待の疑いがある場合は、園長に報告し状況を確認したうえで、市の保育課や児童センター等の関連機関と連携できるように体制が整えられている。</p>		
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。

<p>(評価コメント)ホームページにおいて個人情報保護方針を掲載しているほか、サービス提供記録の開示についてはその案内文を園内の掲示板に掲示し利用者へ伝えている。ホームページに写真を載せる場合は全ての保護者に説明し理解を得ている。さらに、記録開示の準備も整えている。個人情報保護規程を策定し、職員に対して、個人情報の収集・保管・管理等について、会議・オリエンテーションでその重要性を伝え、個人情報の取り扱いについて周知徹底を図っている。ボランティア・実習生についても、オリエンテーション時に守秘義務・個人情報の取り扱いについての説明が行われている。今後は、個人情報に対する同意書の作成も視野に入れている。</p>	
13	<p>利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)利用者の意見や要望の把握に努めており、定期的な利用者満足度調査や福祉サービス第三者評価の実施が行われている。また、保護者との日常的なコミュニケーションを心掛けており、信頼関係を構築し、気軽に相談してもらえる環境作りにも努めている。保護者からの相談や意見要望があった場合は、必要に応じ個人的な面談も行える体制が整えられている。園で行っているfacebookページでも、保護者からの様々な声の収集が出来るようになっており、個人的な対応もなされている。</p>	
14	<p>苦情又は意見を受け付ける仕組みがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について保護者の理解及び協力を得るようにしている。保護者から相談や苦情等があった場合は、苦情受付担当者が受け付け、その内容を随時記録している。相談や苦情等に関するマニュアルを整備して、保護者の苦情などに対し解決を図っている。苦情解決の経緯や結果は利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き公表している。第三者による苦情解決制度に関しては、千葉市民間保育園協議会が設置する苦情解決制度に加入し、施設内への掲示や書面の配布等により、苦情解決の仕組みについて周知している。</p>	
15	<p>保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)保育の質の向上のために月1回の研修の場を設け、課題を持ち寄り検討して、改善に向かって努力をしている。しかしながら、PDCAサイクルの継続的な実施については徹底されていない面もあり、今後の課題とされる。保護者や地域に対しての社会的責任としては、第三者評価を実施し園ホームページを通して結果を公表している。</p>	
16	<p>提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)法人作成の保育マニュアル(教諭<保育>研修会テキスト～保育実践の手引き～)を各クラスに配布し、それを元に保育の基本や手順を学んでいる。時代の変化に合わせて改善すべき点については、幹部職員による見直しを行なっている。今年度は、保育に関する記録の書式を見直し、重複する内容を統一し記入がしやすくなったことで業務の効率化が図られた。さらに、パソコンの増設を行い事務処理の効率化が図られた。</p>	
17	<p>保育所利用に関する問合せや見学に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)園ホームページや地域交流のお知らせなどに問合せ及び見学について記載し、周知しており、利用者からの問合せは随時受け付けている。見学は、アポイントなしでも可能だが、時間の約束ができる場合には、午後の昼寝の時間を中心に行い、見学者への配慮と共に保育中の子どもへの配慮もなされている。見学者には主任保育士が担当者として対応している。質問に対して、明確な返答ができるよう共通のパンフレットを用いて説明し、また、利用者が望む保育サービスの提供を行っていない場合(一時預かり保育・休日保育等)にはサービス実施施設を紹介するなど情報提供して対応している。ホームページは、入園希望者向けに充実した内容となっており、実際にそこから情報を得て見学を希望する保護者が多数いる。ホームページ上のブログでは日々の保育を伝えており、毎日の記事は職員が交代制で作成し主任が更新している。一日約50件の閲覧があり、感染症等のタイムリーな情報を提供し保護者から好評を得ている。震災時にもブログでの情報提供が有効に機能し、保護者に正確な情報を提供できた。</p>	
18	<p>保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得ようとしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)入園が決まった際には、「入園のしおり」を用いて、利用者に説明を行いその理解と協力を依頼し同意を得ている。4月入園者は多人数となるため合同での入園説明会を行っている。出席出来なかった保護者に対しては、個別の説明を行うなどの配慮がなされている。説明会では園長・主任保育士が概要を説明して、その後、クラス担任が具体的なことについて説明している。保育の意向の確認については、入園から卒園まで継続して用いる「児童表」を手渡し、園児の支援に必要な基本情報のほか既往症履歴等一人ひとりの情報を記入してもらい情報収集すると同時に、記録化も行っている。</p>	

19	<p>保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント) 保育課程は園の保育理念・方針を基に年齢ごとの目標や発達過程に即した内容が組み込まれて作成されている。また、作成にあたっては家庭や地域の実態・時代背景等も考慮し保護者支援等の面についても記載しており、その作成には各年齢を担当する職員が話し合いを行い、リーダーによって取りまとめが行われ、園長・主任が最終決定している。それを基に年間計画・月案・週案は計画され保育の実践が行われている。また、保育課程について年度末に見直しを行い、次年度につながる取り組みを行っている。</p>		
20	<p>保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント) 保育課程は職員が参画して作成しており、それに基づいた年間指導計画・月案・週案・日案が作成されている。乳児・幼児・給食会議が月に1回行われ、クラス毎に保育の振り返りを行い、反省簿として記録化している。また、勉強会を月1回開催し、季節ごとの行事についてや、子どもの発達に応じた体操等の内容をテーマとし発表を行い計画へも反映させている。年間指導計画は、年齢ごとの発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が養護・教育・食育・行事に関して計画されている。3歳未満児、障害児については個別に年間指導計画を作成している。園児の年齢ごとの発達に沿って安全に保育が促されるよう保育室や園庭の環境整備に取り組み、外出や散歩を行う公園等の安全確認も行っている。園の特徴として、年間指導計画に示されたねらい達成のためにモンテッソーリ教具をはじめとした教具・遊具を揃え使用している</p>		
21	<p>子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊ぶように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント) 園児の成長発達が適切に促されるよう、モンテッソーリ教具をはじめとした教具・遊具を揃え日々の保育で使用している。子どもの自発性を育てる教育として、メタルインセット(金属製の型を使って鉛筆を使って遊ぶことで訓練となる)などが取り入れられている。3才児から自由遊びの時間にも、表現能力の教育を設定して遊びながらも道具を正しく使い、考える力が育つよう工夫している。5才児になると自発的に道具を使いながら自由に遊ぶことができている。また、毎日の保育スケジュールの中では集団活動と自由活動の時間を設けており、自由活動の際には子ども一人ひとりが自発的に遊ぶよう保育室及び園庭等に遊具や素材を用意している。全園児が活動できる広さをもつ園庭には様々な遊具が揃えてあり、遊具・素材は安全に使用できるよう、毎日点検確認・整理を行なっている。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント) 園では季節を感じ、日常の生活に変化や潤いを与える様々な工夫を取り入れた保育が年間を通して行われている。子どもたちが自然物や動植物に関心が持てるよう小動物が飼われており、当番で餌やりなどをして動物との関わりをもっている。現在は、金魚のみとなっているが以前には亀や小鳥も飼っており、再度、飼育をしたいと考えている。また、年間を通して植物栽培活動を行っており、園庭の畑ではイモ類や枝豆作りにチャレンジしているほか、プランターではトマトやピーマン等の栽培も行われている。収穫した野菜は、食育の一環として、給食の食材として使用したり、調理学習の素材としても使用している。クラス毎に園外散歩の機会が設けられており、小学校の飼育動物の観察や近隣公園での自然探索を行なっているほか、4・5歳児は公共機関(バス・電車)を利用しての園外活動として、近隣の公園や施設に出かけるなど、社会性が身につくような体験へも取り組まれている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント) 子ども同士が遊びや生活を通して人間関係を学べるように、各担任がその関わりを見守りながら必要に応じて年齢に即した支援を行なっている。過干渉にも気を配り、けんかになりそうな場合もすぐには介入せず、大人同士が解決を図れる方向に誘導する配慮も行っている。異年齢児の関わりについては子ども同士が自由な外遊びの時間を共有できるように保育時間を設定するほか、給食は3～5歳児が合同でホールで食べている。また、時間外保育も合同で行われ自然な形で異年齢児の交流が図れるように取り組まれている。社会的生活が身につく支援として、クラス毎に当番活動の機会が設けられ、飼育や栽培・登園児の人数報告等を行い、活動を通して人の役に立つことの喜びや達成感が味わえるような配慮がなされている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的な話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント) 特別な支援が必要な子どもに対しては、担任の職員がなるべく関わる様に努めているほか、障害のある子どもに対しては、必要に応じ個別対応がなされ専門の職員を配置するなどの配慮がなされている。また、子どもたちとの関わりが関係良く行われるよう支援するために、職員は事前に特別な配慮が必要な子どもとの関わり方について学び対応している。障害のある子どもに対しては、個別指導計画を作成し、個別の配慮ができる様に努めている。保護者に対しては、日常生活等の情報や家での生活に繋げられる情報等の提供が行われている。障害児の受入れ依頼への対応として、定期的に園外研修への参加が行われている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント) 朝7時から夜8時までの13時間保育を行う中で、長時間保育を受ける児童が安全に配慮され安定した生活が送れるよう生活環境に配慮し、長時間で疲れてしまった子どもに対して医務室のベッドで休ませたり、保育室内で体を休める事が出来るスペースを作って休憩できるようにしている。延長保育時には自由に遊べる遊具・教具を揃えている。また、乳児は個別の成長が促されるよう基本的にはクラス別保育、幼児は異年齢時の関わりが持てるよう合同保育を実施している。毎日の時間外保育の際には乳幼児共に時間外報告書を作成し、引継ぎを行っておりそれを基に保護者への連絡等を行なっている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要領などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント) 子ども一人ひとりの成長発達を保護者・職員が相互に理解し、保護者の協力を得ながら保育が進められるよう日常的に口頭や連絡ノートを通して情報交換等を行なっているほか、園生活の様子を実際に見てもらい取り組みとして乳幼児共に保育参観を行っている。幼児の保育参観は子どもの誕生日に行い、誕生日の日に保護者に来てもらい昼食と一緒に食べ、その後保護者と忌憚のない情報交換をしている。保護者懇談会では子どもの日常生活の様子を写真スライドで見せる等の配慮もなされている。年長児においては就学時に学校との接続が安定して行われるよう、子ども同士が遊ぶ交流の場を設けている。また、学校に提出する保育所児童保育要領についても子どもの育ちがより明確になるよう職員間で協力し作成を行なっている。小学校職員との交流についてはその必要性をお互い感じていることから、現在実行に向けて準備を進めている。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント)保健計画は保育課程内に記載し、それに沿って定期的に嘱託医の指導により健康診断及び歯科検診・糞虫検査等を実施している。日常では、登園時に保護者から昨夕から朝までの様子を確認している他、体温チェック・視診チェックを行いその記録を行なっている。また、午睡中も毎日定刻時の視診チェックを行い、乳幼児突然死の防止に務めている。万が一、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、園長・主任保育士に報告・相談し職員間で情報を共有して継続観察が行える準備を整えている。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント)保育中の体調不良や事故・ケガが発生した際には、状態に応じて園長・主任保育士に報告し保護者へ連絡する体制を整えているほか、嘱託医をはじめとした近隣の病院連絡先一覧を作成し、迅速に対応ができるよう努めている。病後児については与薬指示書に医師からのサインをもらい1日分毎の薬を預かり投薬をおこなっている。また、感染症についても発生状況に応じた各関係機関への連絡が取れる体制を整備し、保護者には、掲示やホームページ上のブログで周知を図っている。体調がすぐれない園児への対応として事務所に医務室を設け、体を休める事が出来る様ベッドを準備し、発熱等の状況により保護者に連絡し引き取りをしてもらっている。救急用の医薬品についても事務所管理を行い最低月1回の在庫管理、確認を行なっている。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント)栄養士を中心に食育計画を作成・実施し、その都度担当職員が集まり反省会を設けている。また、園児が食や調理への関心・感謝の気持ちが持てるよう、食育計画の一環として、園児クッキングや当番グループによる食材皮むきの手伝いなども行なっている。クッキングは年間4回ほど計画され、多くは年長児により行われているが、クッキング内容等を検討し、3歳児が行う事もあり食への関心を小さな頃から持てるように取り組まれている。そのほか、給食に使用される調理前の食材を見たり、魚を子どもたちの前で解体するなど、食に対する様々な取り組みが行われている。給食に使用する食材は毎日産地の公表がされている。食物アレルギーの対応については、その重要性や危険度について定期的に職員に周知し、安全対策を図っているほか、園長(不在時は主任保育士)・担当栄養士による検食を毎日実施している。残さずに食べる事等については子ども一人ひとりの情報をより把握している担任保育士から食事担当保育士に状況を伝え無理のない配慮が出来る様にしている。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境については担当保育士が常に確認していけるよう、季節毎によって異なる注意や天候の変化を朝終礼や職員会議の場で伝えているほか、園長・主任保育士が園内巡視を行いその都度指導にあたっている。環境衛生についても定期的な遊具消毒や害虫駆除を行っている。室内外の整理整頓については場所ごとに担当を設け、その責任の下で管理ができるよう心がけている。手洗いやうがいに関しては積極的に推奨し行われている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)園内での事故発生時の対応については危機管理対応マニュアルを整備し、職員がいつでも閲覧できるよう事務所に整理してある。事故発生の際には園長・主任保育士・担当保育士による事故分析を行いその結果について職員に伝えるよう務めている。また、保育士による園内巡視は毎日3回おこなっている。設備・遊具等の安全点検も毎日行い事故発生の予防に努めている。さらに、園児にも分かりやすい写真入りのヒヤリハットマップを作成・掲示して危険箇所の周知を行なっている。不審者対策についても侵入が起ころうな場所の確認を行い、センサーを設置する等対策を行なっている。全園児が活動できる広さをもつ園庭には鮮やかな色彩の遊具が並べ、遊具・素材は安全に使用できるよう、毎日点検確認・整理を行なっている。		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)年間消防計画を整備しその中で各職員の役割分担について明記・周知している。また、月1回の避難訓練を行っている他、今年度より防災マニュアルも整備し、実際の災害発生時の対応に備えている。災害の状況により避難場所を第1・2・3候補と3か所決め、災害の発生に合わせた避難場所の周知徹底を図っている。また、カードサイズの緊急防災カードを用意し保護者・職員に配付している。カードには緊急時の連絡方法や災害時にも慌てずに行動できるような対応方法を記載している。平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の際には、保護者が自宅に戻れず約30人の子どもを家に帰せない事態も経験したことから、米・水・乾パンなどを3日分を目安に備蓄して災害に備えている。さらに津波が発生した時の対応方法等も新たに明文化した。現実的な地震対策としては、家具什器をビス止めて固定し室内でのケガを防止している。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)地域における子育て支援として、毎日16時15分より、遊具を使い遊べるように園庭を開放している。園庭開放は利用者名簿も用意して不測の事態にも備えながら行い、卒園生を中心に隣地の小学生が利用している。さらに、地域子育て支援の一環として年8回土曜日に定期的な園開放を行っており、利用者との会話や地域の民生委員や保健師との会談の場を通して子育てニーズの把握を行なっている。子育て相談については園開放時に限らず電話でも受付が出来る体制を整えており、必要に応じて園長・主任・担当保育士が対応をしている。子どもと地域の人々の交流は主に園外散歩の機会を通して行ない、地域の人を園行事へ招待するなど働きかけを行なっている。また、地域との交流事業として幕張西地区開催の盆踊りや運動会などに協力参加を行っている。</p>		